

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第308号)

平成16年5月25日

横情審答申第308号

平成16年5月25日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年8月28日道泉土第125号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道路占用について（新規）（平成13年度道泉土第1303号）、道路占用
について（新規）（平成13年度道泉土第1317号）及び道路占用について
（変更）（平成14年度道泉土第1258号）のうち、道路占用許可書の部分」
の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「道路占用について（新規）（平成13年度道泉土第1303号）、道路占用について（新規）（平成13年度道泉土第1317号）及び道路占用について（変更）（平成14年度道泉土第1258号）のうち、道路占用許可書の部分」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道路占用について（新規）（平成13年度道泉土第1303号）のうち、道路占用許可書の部分」（以下「文書1」という。）、「道路占用について（新規）（平成13年度道泉土第1317号）のうち、道路占用許可書の部分」（以下「文書2」という。）及び「道路占用について（変更）（平成14年度道泉土第1258号）のうち、道路占用許可書の部分」（以下「文書3」という。以下「文書1」から「文書3」までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年5月13日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1のうち、内訳書に記載された個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

(2) 本件処分について

本件申立文書のうち文書2及び文書3については、非開示部分がなく開示決定とすべきところ、非開示部分がある文書1と併せて、3文書をまとめて一部開示決定としたものである。

(3) 本件異議申立ての理由について

異議申立ての理由が不明確ではあるが、異議申立ての趣旨として「記載の処分を取

り消すとの決定を求めます。」とあり、非開示とした部分の開示を求めると考えられる。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書を一部開示とした決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分の取り消しを求める。
- (2) 工事場所の位置図。
- (3) 公文書虚偽。平成 14 年 12 月 12 日に泉警察署交通課 2 名と泉土木事務所副所長ほか 1 名が立ち会っている。舗装工事より先に塀の工事を依頼した。
- (4) 「理解 道理をのみこむこと。」であり、道路局がよく使う文である。
- (5) 異議申立書に添付した 2 文書は、ともに平成 13 年 2 月頃からの公文書（道路占用許可書）偽造行為である。依って、証明と行政指導の有無の全ての開示を要求する。
- (6) 当所は、管理設工事は無し…云々。自宅新築他の家屋調査を第 3 者に依頼しなかった。モータープールの話もなかった。
- (7) 埋設工事用の重機を放置させ、泉警察署交通課（同意者）2 名、モータープールに臨場する前に重機を泉土木事務所が退去させ、又、舗装工事を行って証拠を隠匿した。
- (8) 工事責任者は他県内の現地に従事し不在であった。又、当所の事務所は移転し、電話撤去行方不明で、当方でも支障となっている。現地立会者の泉土木事務所副所長ほか 1 名、泉警察署交通課 2 名は違反を認めながら共謀し工事を施工させて竣工検査を完了させた。
- (9) 平成 11 年 9 月 22 日付泉土木事務所公文書のとおり、泉土木課長ほか 2 名が境界標損壊（刑法第 262 条第 2 項）の犯罪行為を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人の「泉区白百合 3 6 に面した道路について、平成 14 年頃及び平成 14 年 12 月 13 日のガス工事埋設工事道路使用占用許可書全部」の開示請求に対して該当する文書として実施機関が特定した、東京瓦斯株式会社神奈川導管ネットワークセンターのガス管の新設・撤去を目的とした道路占用申請に対し、泉土木事務所が道路占用許可を決定した 3 つの伺文書のうち、道路占用許可書の部分であって、道路占用許可書（案）、許可条件、意見書、協議書回答意見及び内訳書の組

み合わせで構成されている。

(2) 本件諮問の趣旨について

当審査会では、実施機関における諮問の趣旨について確認するため、平成16年4月9日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は、次のとおりであった。

申立人の開示請求に対して、個人に関する情報に係る部分を除き道路占用許可書を開示しているが、異議申立書に「記載の処分を取り消すとの決定を求めます。」とあるので、申立人は非開示とした部分の開示を求めていると考え諮問した。

以上の事情聴取並びに申立人の異議申立書及び意見書の記載内容を踏まえて、当審査会としては、実施機関が非開示とした部分についてその妥当性を判断することとする。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1のうち、内訳書に記載された個人の氏名及び住所について、本号に該当し、非開示としている。

ウ 文書1のうち、内訳書に記載された個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当する。

なお、当該情報は、本号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するため、一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年8月28日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成15年9月19日 (第20回第一部会) 平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・諮問の報告
平成15年9月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年3月23日 (第32回第二部会)	・審議
平成16年4月9日 (第33回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年4月28日 (第34回第二部会)	・審議